

建設系CPD協議会 相互協力協定書

制定 平成18年2月28日

改定 平成22年3月12日

改定 平成27年6月30日

(趣旨)

建設系CPD協議会運営規程第11条に基づき、構成団体間におけるCPD(継続教育)の相互協力を推進するため、この協定を締結する。

(CPDプログラムの認定)

第1条 構成団体は、CPDプログラムの品質保証に努めるとともに、CPDプログラムの拡充に努め、構成団体が個別に定めたCPDプログラムを相互に尊重するものとする。ただし、他の構成団体が認定したCPDプログラムの取扱いについては、それぞれの構成団体の自主的な判断によるものとする。なお、CPDプログラムとは、種々の教育形態のうち、講習会、セミナー、講演会、シンポジウムなど集合研修の形態を有するものをいう。

2 構成団体は、個別に定めたCPDプログラムについて、協力してそれらのプログラム情報の公開に努めるものとする。

(CPD単位の承認)

第2条 構成団体は、CPD単位の付与に関して独自の教育分野や教育形態の体系を持っていることから、構成団体は相互にそれを尊重するものとする。

2 構成団体間でCPD単位を相互に利用する場合には、それぞれの構成団体が発行するCPD記録登録証明書などに記載された取得CPD単位や履修記録を自らの体系に従って単位換算することもできるものとする。

(CPD記録の証明)

第3条 構成団体は、他の構成団体に属する会員やCPDプログラムの履修に限定して会員に準ずる資格を有した者が希望すれば、その構成団体が行うプログラムに参加したことの証明を行うものとする。

(費用負担)

第4条 費用負担の算定は、システム開発に関わる費用、当該システムの保守管理費用などのランニングコスト、協議会の運営費用および本協定書の実施にあたり発生する費用に分けて行うものとする。

2 システム開発に合意した構成団体間で協力してシステム開発を行う場合には、構成団体間で費用負担の算定方法についてその都度協議し、各構成団体の承認および構成団体間での合意を得て、着手するものとする。

3 システムのランニングコストについては、システムの運用に直接関わる構成団体が負担するものとし、負担割合は別途協議し定める。

- 4 協議会の運営費用については、すべての構成団体が負担するものとし、負担割合は別途協議し定める。
- 5 本協定書の実施にあたり発生する費用については、すべての構成団体で別途協議し定める。
- 6 構成団体以外の団体が協議会へ参加する場合には、入会金として100,000円を徴収するものとする。
- 7 第6項の入会金は、当該年度のランニングコストの精算時に、すべての構成団体へ負担割合に応じて充当するものとする。

(協定書の継続)

第5条 本協定書は施行から2年間継続して有効とする。

- 2 第1項の協定書は、2年経過する時点までに、構成団体からの書面による申し出、または協議会での議決によらない限り、その後も2年毎に継続するものとする。

(協定書の変更)

第6条 本協定書は、構成団体の3分の2以上の合意をもって、変更または改廃することができる。

付 則

本協定書は、平成18年2月28日から施行する。

付 則

本協定書は、平成22年3月12日から施行する。

付 則

本協定書は、平成27年6月30日から施行する。